○厚生労働省告示第五百九十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）についてその名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

厚生労働大臣　三井　辨雄

1　食品衛生法第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録養成施設の名称の変更

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
東洋大学生命科学部食環境科学科「食品衛生コース」	東洋大学生命科学部生命科学科「食品衛生コース」	平成二十一年四月一日
熊本保健科学大学保健科学部医学検査学科	熊本保健科学大学保健科学部衛生技術学科	平成二十三年四月一日
新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品科学コース食品衛生プログラム	新潟薬科大学応用生命科学部食品科学科食品衛生コース	平成二十四年四月一日
東海学院大学健康福祉学部食健康栄養学科食品衛生管理領域	東海学院大学健康福祉学部食健康学科食品衛生管理領域	
南九州大学健康栄養学部食品開発科学科	南九州大学健康栄養学部食品健康学科	

2　食品衛生法第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録養成施設の所在地の変更

登録養成施設の名称	変更後の登録養成施設の所在地	変更前の登録養成施設の所在地	変更の日
熊本県立大学環境共生学部食健康科学科食品衛生コース	熊本県熊本市東区月出三丁目一番百号	熊本県熊本市月出三丁目一番百号	平成二十四年四月一日
熊本保健科学大学保健科学部医学検査学科	熊本県熊本市北区和泉町亀の甲三百二十五番地	熊本県熊本市和泉町亀の甲三百二十五番地	
崇城大学生物生命学部応用微生物工学科	熊本県熊本市西区池田四丁目二十二番一号	熊本県熊本市池田四丁目二十二番一号	

○農林水産省告示第二千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字葎沢五〇の一七（次の図に示す部分に限る。）、五二の二、五六の一、五八、五九、六三、字石高一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採については、主伐は、択伐による。

字葎沢五〇の一七・五二の二・五六の一・五八・五九・六三・字石高一六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　秋田県にかほ市象潟町横岡字横通り一、二の一、二の二、字田ノ上一の一（次の図に示す部分に限る。）、二の二、七、八、一〇、一二、一三の一、一三の二、字入り四、三七の一、三七の二、三八の一、四三の一、四四、雄勝郡東成瀬村田子内字金山七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入り四・四三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字金山七七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田大湯字集宮一五、一六の一、一七、秋田市雄和萱ヶ沢字二古沢六二、由利本荘市高尾字山根七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁荒瀬字佐山四〇の六、四〇の一二から四〇の一五まで、湯沢市下院内字湯ノ尻山二の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ尻山二の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰